

断食月(ラマダン)及び断食月明け大祭(レバラン)期の帰省禁止措置(国内移動規制の変更:政府通達の発出)

令和3年4月23日
在スラバヤ日本国総領事館

●インドネシア政府は、4月22日から5月5日まで、及び5月18日から24日までの期間に限り、国内の州・県・市の境を越える移動規制措置の一部を追加変更すると発表しました。

●インドネシア当局からは、この期間中、移動自体は制限されないとの説明を受けていますが、移動に際しては、出発前24時間以内に検体採取したPCR検査または迅速抗原検査等が必要となります。移動に出入域許可証(SIKM)が必要との説明はありません。

1. インドネシア政府の新型コロナウイルス対策ユニットは、4月21日付け通達(第13号追加通達)を発出し、断食月(ラマダン)及び断食月明け大祭(レバラン)休暇時期の新型コロナウイルス対策のため、4月22日から5月5日まで、及び5月18日から24日までの期間に限り、国内の州・県・市の境を越える移動規制措置の一部を追加変更すると発表しました。

2. インドネシア当局からは、この期間中、移動自体は制限されないとの説明を受けていますが、空路や鉄道での移動に際しては、出発前24時間以内に検体採取したPCR検査または迅速抗原検査等が必要となります。移動に出入域許可証(SIKM)が必要との説明はありません。

3. また、インドネシア政府は、4月7日付け通達(通達第13号)により、ラマダン及びレバラン休暇にかかる5月6日から17日までの期間は、出勤・出張等一部の例外を除き、国・州・県・市の境を越える移動を禁止し、この期間中に例外的に移動する場合は、SIKMの携行を求めています(詳細は確認中です)。空路や鉄道での移動に際しては、3x24時間以内に検体採取したPCR検査等が求められます。詳しくは、4月12日付け当館お知らせ(<https://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/files/100174174.pdf>)及び4月1日付け当館お知らせ(<https://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/files/100169968.pdf>)をご参照ください。

4. 本通達による国内移動規制のポイントは以下のとおりです。

(1)移動に際する要件

i 陸路(公共交通機関)

新型コロナウイルス対策ユニットにより抜き打ちの迅速抗原検査または GeNose 検査が実施される。e-HAC への入力が推奨される。

ii 陸路(自家用車)

出発前1×24時間以内に検体採取するPCR検査または迅速抗原検査の実施が推奨され、サービスエリアでは GeNose 検査の実施が移動継続の条件とされる。e-HAC への入力が推奨される。

iii 空路

出発前1×24時間以内に検体採取したPCR検査または迅速抗原検査の陰性証明書、あるいは出発前に空港で実施した GeNose 検査の陰性証明書を提示するとともに、e-HAC に入力する。

iv 海路

出発前1×24時間以内に検体採取したPCR検査または迅速抗原検査の陰性証明書、あるいは出発前に港湾で実施した GeNose 検査の陰性証明書を提示するとともに、e-HAC に入力する。

v 中・長距離鉄道

出発前1×24時間以内に検体採取したPCR検査または迅速抗原検査、あるいは出発前に駅で実施した GeNose 検査の陰性証明書を提示する。e-HAC への入力が推奨される。

(2) 同一都市圏(wilayah aglomerasi perkotaan)内での公共交通機関ないし個人所有車両による日常的な陸路移動、同一地域圏(wilayah aglomerasi)や島と島との間の船舶による日常的な移動では、PCR検査、迅速抗原検査、GeNose 検査の陰性証明書を提示する必要はない。ただし、必要に応じて、新型コロナウイルス対応ユニットによる抜き打ちの検査が実施される。

(3) 5歳未満の者には、PCR検査、迅速抗原検査または GeNose 検査の受検義務はない。

5. 邦人の皆様におかれては、引き続き、最新の関連情報の入手に努めて下さい。公共交通機関によっては、本通達と異なる運用を行っている場合がありますので、国内移動に際しては、実際の運用状況をご利用の公共交通機関にご確認ください。

6. インドネシア国内における新型コロナウイルス感染拡大状況及びこれを受けたインドネシア政府による各種措置を踏まえ、在留邦人の皆様におかれても、不要不急の国内移動はなるべく控え、感染予防対策を徹底してください。(了)